

教育目標

こころざしを常に高く持ち、地域社会さらには国際社会で活躍できる人間を育てる。

「夢とこころざしをはぐくむ学園」

本校は安中地区の総合学科高校として、地域の産業や文化などの未来を担うことのできる地域社会の有為な形成者を育成します。そのために、教科・科目の知識・技術の習得のみならず、その基盤となる基本的な生活習慣や規範意識、またコミュニケーション能力や創造性など幅広い社会性を生徒一人ひとりに習得させます。

教育方針

- 1 学び合い学習を推進し、基礎・基本を確実に定着させる授業を行います。
- 2 社会の一員として基本的なルールが守れる生徒を育成します。
- 3 生き生きとした学校生活を送れる生徒を育成します。
- 4 自らの将来を切り拓く生徒を育成します。
- 5 保護者・地域との連携を活性化します。

高校生活を送る上での留意点

1 制服及び頭髪関係

制服及び頭髪は、常に清潔で端正なものであるように心がけることが大切です。また、このことについては定期的な頭髪・服装検査を実施し、好ましくない場合は個々に指導します。

(1) 制服着用について

ア 男子 学校指定の制服を、下記の期間を守り着用する。

・制服着用 4月1日～5月31日

10月1日～3月31日

・調整期間 5月1日～5月31日

10月1日～10月31日

制服／指定のYシャツ・ポロシャツ／指定のベスト+指定のYシャツ

・夏季 6月1日～9月30日

指定のYシャツ・ポロシャツ

イ 女子 学校指定の制服を、下記の期間を守り着用する。

・制服着用 4月1日～5月31日

10月1日～3月31日

・調整期間 5月1日～5月31日

10月1日～10月31日

制服／指定のブラウス・ポロシャツ／指定のベスト+指定のブラウス

・夏季 6月1日～9月30日

指定のブラウス・ポロシャツ

(2) 頭髪・服装について

ア 男子の頭髪について

〈清潔で端正な髪型とする〉

- (ア) 髪は極端に長くしないこと。前髪は目にかからないこと。横は耳の穴が隠れないこと。もみあげは耳たぶより長くしないこと。後ろは襟にかかる程度を限度とする。
- (イ) 染毛・変色・脱色・パーマや額や眉毛の加工は禁止する。
- (ウ) 変形を目的とした整髪料の使用は認めない。

イ 男子の服装について

- (ア) 学校指定以外の服装は禁止する。
- (イ) 靴は学生靴または運動靴とする。踵を踏まない。
- (ウ) 靴下は黒・紺・茶・白・灰色などとする。
- (エ) 装飾品の着用は禁止する。
- (オ) 制服着用時はネクタイ等をしめる。
- (カ) セーターは制服の下に着用し、袖・裾が上着より極端にはみ出ないものとする。黒・紺・茶・灰・白色の無地、Vネックの落ち着いたデザインのものとし、10月1日～3月31日までを着用期間とする。
- (キ) ベストは学校指定のものとする。
- (ク) ベルトの色は黒・茶の無地とし、華美でないものとする。

ウ 女子の頭髪について

〈清潔で端正な髪型とする〉

- (ア) 前髪が目にかからないこと。
- (イ) 染毛・変色・脱色・パーマ・エクステ・眉毛の加工は禁止する。
- (ウ) 髪留めの色は黒・茶・紺とし、結束以外の場合としてはならない。

エ 女子の服装について

- (ア) 学校指定以外の制服は禁止する。
- (イ) 靴は学生靴または運動靴とする。踵を踏まない。
- (ウ) ストッキングは肌色、ソックスは紺または黒とする。
防寒用タイツは80デニール以上の黒とし、11月1日～3月31日までを着用期間とする。
- (エ) 化粧品や装飾品の使用は禁止する。
- (オ) 制服着用時はリボン等をつける。
- (カ) セーターは制服の下に着用し、袖・裾が上着より極端にはみ出ないものとする。黒・紺・茶・灰・白色の無地、Vネックの落ち着いたデザインのものとし、10月1日～3月31日までを着用期間とする。
- (キ) ベストは学校指定のものとする。
- (ク) スカートの丈は膝の中心部にかかる長さとする。

オ 冬季のコート類について

華美でないもの。(ただし、部活等で使用している防寒着は認める。)

*上記以外においても、本校での学習の場にそぐわないものは、その都度指導する。

2 私物の校内への持ち込み等について

ゲーム機等，正規の学校活動に不要なものは持ち込まない。

携帯電話（スマートフォン・タブレット）の持ち込みは「携帯電話持ち込み規定」に従うものとする。

違反した場合は規定に従って指導する。

携帯音楽プレーヤーは音楽再生機能以外の機能（ゲーム・メール等）のあるものは禁止する。また，移動しながらの携帯音楽プレーヤー等の使用は禁止する。

カラーコンタクトは禁止する。ただし，医療目的の場合は申請をする。

3 交通安全指導関係

高校生の交通安全指導ならびに事故防止については，生徒指導の重点目標として指導を行っています。

(1) 自転車通学について

ア 自転車を使用する場合は，担任に「自転車通学許可願」を提出し，許可を受ける。また，自転車と電車，バスを併用する場合も同様である。

イ 許可された自転車には，本校指定の「ステッカー」を後方の泥よけの位置に貼り付ける。

*ステッカー代として1枚100円が必要となります。

ウ 許可された自転車は，指定された場所に正しく置き，必ず施錠（二重ロック）する。

エ 変形ハンドルおよび，スタンドのない自転車，ハブステップ，太いタイヤ等通学に適さない自転車は許可しない。

オ 常に整備点検を行い，特にブレーキ，ライトなどに注意して，安全走行に心がける。

カ 道路交通法を守り，事故・違反防止に努める。

信号無視・無灯火・並列・二人乗り・傘差し・斜め横断・スピード違反等をしない。

キ 雨天時は雨ガッパを着用する。

ク 自転車の防犯登録を必ずしておく。

ケ 万一のことを考えて，高校生総合補償制度保険になるべく加入すること。また，加害事故に備えて自転車損害賠償保険等にも加入すること。

コ ヘルメットは必ず着用する。

サ 以上，守れない場合は通学許可を取り消す。

(2) 二輪車について

二輪車（50 cc以下）を利用できるのは，別途定める「二輪車利用基準」（以下二輪基準）の許可条件を満たす者とし，学校管理下以外の利用は認めていません。また，免許取得にあたっては，必ず学校に届け出をすることが必要です。

【二輪車利用基準】…許可条件等の抜粋

ア 公共機関のない山間地からの通学者で，学校までの距離が10 km以上である者。

ただし，部活動に参加し，年間を通して終了時間が遅く，部顧問が強く推薦する者については，距離を7 km以上とする。また，家から最寄りの鉄道駅まで5 km以上ある者。

イ 家庭事情により恒常的な家業の手伝いを必要とする者。

ウ 体調等により自転車等での通学が困難の者や，その他特別な事情がある者。

エ 通学許可の認定は，原則として第1学年の2学期からとする。

オ 通学許可の車両は，スクーター型の原付バイクとする。

※不明な点については，学校まで問い合わせてください。

4 アルバイトについて

経済的理由等により生徒のみでなく保護者の希望として、アルバイトを行う場合は、下記のことを遵守すること。

(1) アルバイト先等について

- ア アルバイトは学校生活に支障が生じるものでないこと。
- イ アルバイト先は自宅から通え、夜 10 時までに帰宅できる範囲とする。また、夜間 10 時以降及び宿泊を伴うアルバイトは就労時間等で問題が生じる恐れがあるため禁止する。
- ウ アルバイト先は就労時間、業務内容の安全性や職場環境等を考慮して、高校生としてふさわしい職種であること。(例えば、居酒屋等お酒の提供を主とする場所は不可とする)
- エ 労働基準法に照らし労災保険があり、危険性や夜間の就労など無理がないように注意するとともに、雇用主と必ず雇用契約書を取り交わすこと。

(2) アルバイト届の手続き

- ア 平常日および長期休業中のアルバイトを希望する生徒は、生徒指導部が実施する「アルバイト説明会」に必ず参加し、「アルバイト届」を提出すること。(原則として、1年生の1学期は受理しない)
- イ 「アルバイト届」の事業欄は、アルバイト先の雇用主に記入・捺印してもらい、学級担任を経て係に提出し、「アルバイト心得」を受領すること。

(3) その他

- ア 保護者の責任下で実施する。ただし、学校長は教育上の指導を行う。
- イ 「アルバイト届」を受理された生徒は、本校発行の「アルバイト心得」を常に携帯し、本校生としての自覚をわきまえること。
- ウ アルバイト先の変更や年度を越えて同事業所でのアルバイトを継続する場合は再度手続きを行うこと。
- エ アルバイト終了後は「報告書」を学級担任を経て係に提出すること。
- オ 定期考査 1 週間前から考査終了まで中止とする。
- カ 上記の事項が守れない場合は指導の対象とする。